

財務省第1入札等監視委員会
令和7年度第4回定例会議事概要

開催日及び場所	令和8年6月10日（水）札幌第2合同庁舎 2階 第一会議室	
委員	委員長 荒木 健介（藤田・荒木・村本法律事務所・弁護士） 委員 佐藤 修二（北海道大学大学院法学研究科・教授） 委員 柴本 岳志（EY新日本有限責任監査法人（札幌事務所）・公認会計士）	
審議対象期間	令和8年1月1日（木） ～ 令和8年3月31日（火）	
契約の現状の説明	審議対象期間の契約概要	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名： 網走緑町住宅（504棟ほか2棟）外壁改修その他工事 契約相手方： 株式会社山本工務店 契約金額： 222,200,000円 契約締結日： 令和8年2月26日 担当部局： 北海道財務局
		契約件名： 函館税務署 空冷熱源ヒートポンプユニット更新工事 契約相手方： 北海道三建エンジニアリング株式会社 契約金額： 44,000,000円 契約締結日： 令和8年3月5日 担当部局： 札幌国税局
随意契約（公共工事）	—	無し
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名： 函館税関官用車13台交換契約 契約相手方： 株式会社愛知自動車総合サービス 契約金額： 50,429,623円 契約締結日： 令和8年3月3日 担当部局： 函館税関
		契約件名： パソコン収納用ケースの購入 契約相手方： 株式会社RELIEF 契約金額： 1,779,855円 契約締結日： 令和8年2月26日 担当部局： 札幌国税局
随意契約（物品役務等）	—	無し
応札（応募）業者数1者関連	1件	契約件名： 函館税関官用車13台交換契約
委員からの意見・質問、それに対する回答		別紙のとおり
委員会による意見の具申		無し

意見・質問	回答
【事案１】 契 約 件 名： 網走緑町住宅（504棟ほか2棟）外壁改修その他工事 契約相手方： 株式会社山本工務店 （法人番号4460301001127） 契 約 金 額： 222,200,000 円 契約締結日： 令和８年２月 26 日 担 当 部 局： 北海道財務局 入札参加資格をＢ・Ｃ・Ｄに拡大した結果、５者応札となったが、今後他の入札でも同様な施策を講じていくのか。 ５者応札の割には競争が働かず高落札率（92.7％）になったとは考えられないか。 他の同種の入札の落札率はどれくらいか。 応札者の数によって、落札率に変化があるものなのか。 辞退者、不参加者がいるようだが、一般的によくあることなのか。	今後も、工事施工地域における競争参加資格登録者数等を総合的に勘案しながら、入札参加資格の拡大を含めて、より多くの応札者が募れるような施策を講じていきたい。 本件入札における調査基準価格は予定価格の92％程度としており、基準をやや上回る落札率になったということは、健全に利益を確保した中での競争が行われた結果と評価している。 同種工事においては、過去３年間の７件平均で93.3％の落札率となっている。 仕様書に積算の基準となる参考数量を示しているので、これに基づいて各業者は積算し入札するため、応札者数によって落札率が変動するとは考えていない。 入札参加申込をしたものの、仕様書を精査した結果、自社では施工が難しいと判断したり、別の工事を受注したなど、業者側の都合により直前になって入札を取りやめるケースはある。

意見・質問	回答
【事案２】 契 約 件 名： 函館税関官用車13台交換契約 契約相手方： 株式会社愛知自動車総合サービス （法人番号 7180301017181） 契 約 金 額： 50,429,623 円 契約締結日： 令和８年３月３日 担 当 部 局： 函館税関 １者応札となった理由は、３車種まとめた入札案件にしなければ、複数者応札になったのではないかと。 近隣の納入先ごとに地域単位でまとめて入札案件とする方法もあったと思うが、これも考慮した上でもスケールメリットを優先したということか。 今後同種の調達があった際は、今回の状況を踏まえて１者応札とならないよう入札案件を組むという認識で良いか。	調達台数が多かったため、スケールメリットを期待し３車種まとめた入札案件で臨んだ。 入札案件をどのように組むか検討した当初は複数者入札が見込めていたところ、業者都合で辞退されてしまい、その結果１者応札になってしまった。 当方としても、案件をまとめなければ複数者応札になったのではないかと認識はある。 ご認識のとおり。

意見・質問	回答
【事案3】 契 約 件 名： 函館税務署 空冷熱源ヒートポンプユニット更新工事 契約相手方： 北海道三建エンジニアリング株式会社 (法人番号 430001009111) 契 約 金 額： 44,000,000 円 契約締結日： 令和8年3月5日 担 当 部 局： 札幌国税局 函館に拠点がある業者への声掛けはどのように行ったか。 落札者と2番札の業者では入札価格に大きな差があるが、その分析はしているか。 入札額の内訳として設備機器の価格はこの業者も大体同じ価格になると思われることから人件費に差が生まれるということか。	函館に営業所がある業者へ声掛けを行った。 なお、落札者は函館に営業所がある業者である。 落札者から直接工事費と間接工事費の聴取を行い、予定価格と比較したところ、直接工事費となる製品価格などが予定価格より10%程度上回っていたが、現場管理費などの間接工事費が予定価格より70%程度下回っていた。 これについて落札者に聴取したところ、官公庁工事を多く施工しており、作業工程を熟知したスタッフが施工するため安くできるとの回答であった。 結果として、現場管理費などの間接工事費が差に現れたと考えている。

意見・質問	回答
【事案４】 契 約 件 名： パソコン収納用ケースの購入 契約相手方： 株式会社RELIEF (法人番号 9120001187254) 契 約 金 額： 1,779,855 円 契約締結日： 令和８年２月 26 日 担 当 部 局： 札幌国税局 落札者とその他の応札業者とで入札額に大きな差があるがその理由は何か。 本件を入札案件とした理由は。	当局では、落札から納期限までの期間が短く、かつ 2,000 個以上と数量が多かったことから、仕様書で参考品とした既製品 2 商品のいずれかが納入されると想定していたところ、落札者は、仕様に合致したものを自社工場で製作する方法でコストダウンを図ったため、落札率が低いものになった。 予算決算及び会計令に、物品の購入に当たっては予定価格が 300 万円を超えるものは入札を行わなければならないという基準がある。 今回はその基準に従ったものである。 予定価格を組む際に、製作物で納入する業者がいると分かっていたれば、予定価格も 300 万円にもならなかったと思われ、見積り合わせのみで終了したかもしれない。 ただし、予定価格が入札すべき基準を下回るものであっても、透明性・公平性の観点から入札を行うことはある。